

NPO法人・一般社団法人 法人格比較表

法人格	特定非営利活動法人(NPO法人)	一般社団法人			
		非営利型		その他	
		非営利性が徹底された法人	共益的活動を目的とする法人		
根拠法	特定非営利活動促進法 (通称:NPO法)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (通称:一般法人法)			
目的 事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的	制約なし	・会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 ・主たる事業として収益事業を行っていないこと。	制約なし	
設立方法	所轄庁の認証後に法務局で登記	公証人の認証後に法務局で登記			
理事	理事3人以上	理事3人以上	理事1人以上		
監事	監事1人以上	監事は任意(理事会設置法人、会計監査人設置法人は必置。)			
社員数(設立時)	社員10人以上	社員2人以上			
社員の入会制限	不当な条件を付さないこと	特に規定なし			
所轄庁	あり(報告義務あり)	なし(報告義務なし)			
法定設立費用	なし	公証人の定款認証手数料:5万円 登録免許税(登記費用):6万円			
税制等	収益事業課税		全所得課税		
備考	■一般社団法人に比べて ・多様な意見が反映されやすい。 ・情報公開が徹底されているため、安心感が高い。 ・設立時や登記変更時に、登記費用は不要。 ・構成員が多数のため、チェック機能が働きやすい。 ・構成員が多数のため、迅速で機動的な経営がしにくい。 ・意見対立があると活動が停滞しやすい。 ・事務的負担は多い。(所轄庁への報告、情報公開等)		■NPO法人に比べて ・トップのリーダーシップが発揮しやすい。 ・情報公開が徹底されていないため、安心感は低い。 ・設立時や登記変更時に、登記費用が必要。 ・構成員が少数のため、チェック機能が働きにくい。 ・構成員が少数のため、迅速で機動的な経営がしやすい。 ・意見対立は起こりにくい。 ・事務的負担は少ない。		